

第1回 岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会 議事録

開催日：令和元年7月9日（火）10：00～11：30

場 所：ピュアリティまきび 白鳥

司 会： 定刻がまいりましたので、ただいまから令和元年度第1回岡山県発達障害者支援地域協議会及び岡山県広域特別支援連携協議会を開催致しますが、それに先立ちまして、昨年度、御逝去されました小池前委員長に哀悼の意を表し、1分間の黙とうをささげたいと思います。恐れ入りますが御起立頂けましょうか。それでは開始します。
黙とう開始。

はい、目を開けて下さい。お座り頂けますか。なおもし地震が発生した場合には、机の下などにもぐり、揺れが収まるまで頭を守ってください。揺れが収まったら、職員の誘導に従い、外へ避難して下さい。なお、非常階段はこちらの入り口から見て左側にございます。開会に当たりまして、岡山県保健福祉部障害福祉課長から御挨拶を申し上げます。

障害福祉課長： 失礼致します。皆さんおはようございます。本日は大変お忙しい中、本年度1回目になります、岡山県発達障害者支援地域協議会並びに岡山県広域特別支援連携協議会に御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。また皆様方には、本年度のこの協議会の委員として御就任を頂きまして、改めまして、感謝と御礼申し上げます。お手元に委員の任命についてという通知を置かせて頂いております。また、冒頭御紹介申し上げました、前年度までの小池前委員長様の御功績も踏まえつつ、引き続き進めていきたいという事で、今年度から新たに学識の経験者として、県立大学教授の委員にも御就任を頂いております。後程また御紹介させて頂ければと思います。本当にありがとうございます。さてこの会議について御承知の方もおありだと思いますが、障害福祉課が所管を致します地域協議会、そして教育委員会が所管をされております連携協議会、この2つを同じ趣旨の下、合わせて開催をさせて頂いているものでございます。当課の所管いたします協議会についてこれまでの経緯を申し上げますと、もともと発達障害者支援法施行されたのが平成17年度でございますが、当時、

この協議会の前身と致しまして、発達障害者支援体制検討委員会というのを設けておりました。そこで検討協議しながら、もろもろ取り組み進めてきたというところですが、その後、平成28年に発達障害者支援法改正され、この協議会の設置という事が規定に盛り込まれた事から、平成29年度から現在の名称に改称致しまして、改めて法に基づく協議会として、位置づけを明確にしまして進めて来たという経緯がございます。発達障害のある方の支援と致しましては、申し上げるまでもございませんが、早期の発見、気づきによって、早期に適切な支援に繋げていくという事が何より重要と考えているところがございます。そして、その方のライフステージに応じて切れ目の無い支援を繋げていくという事が大きな課題になっているというところであり、そうした事も踏まえ、今日お集りの皆様方、各分野、各立場の方々としっかりと連携をして、関係者、支援者一丸となって、この発達障害者支援を進めていく事が不可欠であると思っております。本日は今年度の第1回という事でございます。年度内で、今日も含めて3回、会議を予定してございますが、この後、事務局担当の方から、今現在、県の方で進めております発達障害のある方への支援、トータルライフ支援というプロジェクトの内容について、現在のところの状況を御報告させて頂き、また合わせて皆様方の方からもろもろ取り組みの御報告など頂ければと思っております。どうぞ忌憚のない御意見、活発な御意見を頂戴し、今後の取り組みに繋げてまいりたいと思っております。より効果的な取り組みの推進に向けて、ぜひこの場を御活用頂ければと思っております。簡単ですが、挨拶に代えさせて頂きます。どうぞよろしくお願い致します。

司 会 : はい。続きまして、議事に入りますが、まずはその前にお手元の資料の方の御確認をお願いします。まず1枚もので、配席表。それから冊子で「令和元年度 岡山県の特別支援教育」、後は事前に送付させて頂きました3冊の資料です。「岡山県発達障害者支援地域協議会」の次第と、「発達障害のある人のトータルライフ支援」と、「関係する国の通知」となっております。この事前配布資料につきましては、いくらか予備がございますので、今日忘れた方については、言って頂ければ対応致しますのでお願いします。よろしいでしょうか。

障害福祉課長 : 他の方、よろしゅうございますか。お手元資料、事前配布のものも含めて、お持ち頂いてますでしょうか。

司 会 : はい。続きまして、岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱及び岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱により、委員の互選、委員長を定める事となっております。事務局と致しましては、岡山県立大学健康福祉学部教授の委員に委員長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。ありがとうございます。それでは、委員長よろしくお願い致します。

委員長 : おはようございます。よろしく申し上げます。私は 1999 年以來 20 年間、県立大学で教育研究活動に携わってまいりました。その間、調査や研究を通して、県内の多くの障害のある方、高齢者の方と関わってまいりました。今回、小池先生の後を引き継ぎまして、この立場についた事は、これまでの経験を活かす機会を頂いたものと受け止め、気持ちを新たにしているところでございます。

皆さんも御存知の通り、我が国において、障害のある方への支援というのは、日常生活は当然の事なのですが、いかに日常生活と社会生活を結びつけていくのかという事が大きな課題になっています。そこでは就労移行支援が積極的に取り組まれています。でも、これは大学生と同じで、なかなか仕事が続かないという状況がございまして。という事で、就労定着支援が今大きな課題になっているわけです。当然、1人だけで就職するわけにはいきませんので、皆様方の協力或いは連携といったものが必要不可欠となります。

先程、障害福祉課長からご紹介がございましたが、この地域協議会そして連絡協議会は、いかに支援体制を作っていくのかという事、連携を図っていくのかという事、実際に支援に携わる人材の育成、最後に発達障害の理解を促進していく、この4つを目的としています。この2つ協議会の社会的な意義は、発達障害のある方の就職、或いは社会生活推進等において、ますます高まっているのではないかと思います。

私は、委員会の取りまとめ役、或いは調整役として、この役割を果たしていきたいと思っております。ですので、委員の皆様方の協力、積極的な参加をお願いして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせて頂きたいと存じます。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に従いまして、これから議事を進めさせて頂きたいと思っております。では皆様、まず事務局の方から報告事項について、説明

がございますので、よろしくお願い致します。

事務局 : それでは事務局から、報告事項についてご説明します。次第と付いている資料を御覧ください。まず1ページに、発達障害者支援法の一部を抜粋しています。この法律は平成16年に制定され、平成28の一部改正により、第19条2が新たに付け加えられました。これによって、発達障害者支援地域協議会を法律で設置することができることとなりました。この協議会では、第2項にある様に、地域における発達障害者の支援体制に関する課題を情報共有し、関係者の連携の緊密化を図ることがうたわれています。もともと本県では17年度から発達障害者支援体制検討委員会がありましたが、この法律の改正により、29年度に組織を改組し、発達障害者支援地域協議会として活動しています。

次に、2ページを御覧ください。この地域協議会の設置要綱第1条に、発達障害者支援法第19条の2の規定に基づいて協議会を設置するとうたっています。

続きまして、3ページを御覧ください。県の教育委員会が設置している岡山県広域特別支援連携協議会は、障害のある児童・生徒に対して総合的な教育や支援を実施する目的で設けられている協議会です。この2つの協議会が共同で、発達障害のある方を支援していくという事です。5ページに両協議会の今年度の名簿を付けています。御紹介については、名簿により代えさせていただきます。

次に協議会の進め方について、6ページを御覧ください。この協議会は年3回予定しており、第1回が本日7月9日で、第2回が10月、第3回は来年2月を予定しています。それぞれ協議の内容はそこに書いてある内容を予定しています。

7ページを御覧ください。この協議会の公開についての取り扱いについてです。公開基準については、基本的に公開させていただきますが、個人情報であるとか、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開といたします。会議の開催周知については、1週間前までに、県のホームページで掲載をすることとします。また、会議の資料や議事録についても、原則として、県のホームページで公開することにしておりまして、発言委員については記載しないこととしています。事務局からは以上です。

委員長 : はい。ただいま事務局の方から報告がございました。本年度はこの

様な方向でこの打ち合わせを進めていきたいと思いますが、特に御意見・御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。はい。ではこの方向でいきたいと思います。

続きまして、今日の議題に移らせて頂きます。今日は議題が1つございまして、議題の1として発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況が議題に上がっております。この実施状況について、事務局の方からご説明をよろしくお願い致します。

事務局 : それでは、発達障害のプロジェクトの実施状況について、ご説明します。まず9ページにプロジェクトの実施状況を説明していますが、この説明の前に、本日お配りしているイメージ図を御覧ください。基本的にこのプロジェクトは、大きく3つの柱で推進しています。(1) 発達障害のある人の支援体制整備の推進、(2) 人材育成の推進、(3) トータルライフ支援の推進の3つの柱を軸に、このプロジェクトを進めています。次のページに、発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト推進ビジョンがありますが、これは関係者の御協力で、平成28年度に取りまとめたものです。これについては、一昨年の6月に、この協議会で説明しており、本日の説明は省略しますが、平成29年度から32年度にかけての、プロジェクトの推進ビジョンですので、後程御確認ください。

それでは、元の資料の9ページをご覧ください。まずは1つ目の柱である、1 発達障害のある人の支援体制整備の推進についてです。

(1) 発達障害者支援地域協議会の設置についてですが、この地域協議会の各プロジェクト毎に4つのワーキンググループを設けています。そのワーキンググループには、地域支援、成人期支援、人材育成、医療連携、という4つのテーマに分けて、各ワーキンググループで関係課が集まって、施策の進め方について、具体的な検討を進めています。特に医療連携のワーキンググループでは、平成29年度から、専門医の養成・確保策について、専門の医療分野からも助言を頂きながら関係課で検討を進めております。

それでは10ページをご覧ください。県の発達障害者支援センターの運営についてですが、県の発達障害者支援センターは岡山市に本所があり、支所が津山市にございます。また岡山市にも、市の発達障害者支援センターがあります。主な事業内容としては、相談支援や関係機関の連携等を行っています。この発達障害者支援センターの相談支援の実績ですが、平成30年度については、県の実支援人員は281人、

延べの支援件数は 977 名となっています。御覧のとおり、29 年度から 30 年度にかけて、若干、県の実績が少し右下がりです。これは、市町村で発達障害者の支援コーディネーターの配置が進んだ結果、身近な相談については、このコーディネーターの方に相談されているという事で、県の支援センターへの相談件数が若干減っているのではないかと考えております。

それでは、11 ページを御覧ください。(3) 市町村支援体制整備の促進についてですが、身近な地域で支援をするため、発達障害者支援コーディネーターの配置を各市町村にお願いしているところです。今年の 4 月 1 日現在、25 の市町村で配置されており、久米南町と新庄村が、今年度から配置をしています。コーディネーターの方には、相談の支援や、個別の支援計画を作成する際の、連携調整会議等を開催して頂いています。実は未設置が 1 町あり、勝央町ですが、これについては、出来るだけ早い時期に設置して頂くよう、県のセンターと連携し、働きかけを進めていきたいと考えています。

それでは次の 12 ページをご覧ください。(4) 家族支援体制の整備促進についてです。発達障害のある方の保護者に研修を受けて頂き、それを終了した方を“ペアレントメンター”として身近で相談や助言にあたって頂いています。昨年度の研修を終了した人を含め現在県内で 49 名の方がペアレントメンターとして活動して頂いています。年度別の派遣実績については、平成 30 年度は実派遣件数が 47 件、延べ派遣件数が 143 件で、具体的には 12 ページの一番下の活動内容派遣実績（平成 30 年度）にあるとおり、啓発研修やペアレントトレーニング、茶話会等に出て相談や助言をして頂いています。今年度については子供の行動に応じた関わり方を学ぶペアレントプログラムやペアレントトレーニングを拡充し、9 月には家族支援研修会を開催する予定です。

それでは 13 ページを御覧ください。ここからは 2 つ目の柱である、2 人材育成の推進についてです。(1) 発達障害児(者)支援医師研修事業ですが、この事業は平成 28 年度から精神科医療センターと連携して、かかりつけ医の研修を行っています。平成 30 年度の研修の終了者数ですが、計 3 回の研修を行い、医師 123 名、合計で 538 名の方に研修を受講して頂きました。この研修は、国のかかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施要綱に基づき行う、かかりつけ医に対する研修です。それに関連して、専門医についても新たに国の事業が出来ておりますので、合わせて簡単に御説明します。資料につ

いては、「関係する国の通知（令和元年度）」という別閉じの資料を御覧ください。その資料の3ページに、「発達障害診断待機解消事業の実施について」という国の通知がありますので、内容について簡単に御説明します。4ページを御覧ください。発達障害診断待機解消事業は、2つの事業からなっています。一つは「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」で、アセスメントを強化する事業です。もう一つは「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」で、地域の医療機関に対して実地研修等を行うという事業です。まず最初の「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」は今年度からの新しい事業で、ネットワーク構築事業は昨年度からの事業です。

まず「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」についてですが、この資料の21ページのイメージ図を御覧頂きながら御説明します。発達障害の診断にかかる初診待機が非常に長期化しているということで、今までやってきた医療のカウンセリングについて、医療機関にアセスメントやカウンセリングに対応できる職員を配置する、或いはその患者のアセスメントを児童発達支援センターとか発達障害者支援センターに委託をして実施をする。このための職員を配置して待機の解消を図ろうというものです。

それから「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」については次の22ページをご覧ください。これは平成30年度からの事業で、発達障害の専門機関が少ないという事でその発達障害の診療が出来る医師を養成しようという事業です。地域の拠点となる、拠点医療機関に発達障害者医療コーディネーターを配置し、ここの病院から地域の専門病院、診療所等に行って実際に助言・指導する。或いは地域の専門病院からその拠点医療機関に実地研修に来てもらうという事業です。こういった事業で専門医の養成や初診の待機解消に向けて取り組んでいるところです。

それでは前の資料の13ページを御覧ください。（2）発達障害者支援キーパーソン登録・活動促進事業についてですが、これは様々な分野における発達障害者支援に関わる専門職をキーパーソンとして登録しています。医療関係、保健、福祉、教育、労働等の各分野で今現在395名の方に登録を頂いています。更に中核的な人材を養成するために「ステップアップ研修」を29年度から進めており、これは基盤研修として研修、交流会を年2回開催しています。またキーパーソンの方に専門機関で臨地研修を受けて頂いています。

それから14ページの中段にあります（3）から（5）については

関係課で行っている発達障害児の支援を目的とした保健師や保育士を対象とした研修です。

続いて、3つ目の柱である、3 トータルライフ支援の推進についてです。(1) 乳幼児期の支援の、ア 乳幼児期における関係機関連携強化事業についてですが、これは平成 29 年度から取り組んでおりますが、市町村の母子保健・子育て支援・障害福祉・教育等の関係者を対象とした合同の研修会をモデル事業として実施し、ガイドラインに取りまとめ、全市町村へ普及を図るといふものです。県の各保健所の協力で行っています。

ウ 障害児等療育支援事業についてですが、発達障害の疑いがある子供達が身近な所で相談を受けられるよう、社会福祉法人等に委託をして巡回訪問相談を行うといふものです。事業の実績については資料にある通りです。

それから、(2) 学齢期の支援については、幼稚園・保育所から小学校への情報の適切な引き継ぎが行われるように、モデル事業の成果を元にガイドラインを作り、それを市町村に普及を図っています。

(3) 成人期の支援といふことで、平成 28 年度から発達障害がある人の職場研修事業を行っています。研修期間は3ヶ月、受け入れ人数は2人で、受け入れ部所は県庁の障害福祉課と特別支援教育課にそれぞれ1名ずつで計2名。今月から受け入れをしているところです。

それからもう一つが、発達障害のある人の就労支援ネットワーク事業です。これは 29 年度から実施している企業向けの研修会です。岡山労働局と共催で10月に実施予定です。

最後の項目になりますが、16 ページの「4 発達障害についての正しい理解の促進」です。発達障害についての正しい理解の促進を図ることを目的に、「世界自閉症啓発デー」或いは「発達障害啓発週間」に合わせて各関係団体と協働で普及啓発を行っています。例えば、NPO 法人岡山県自閉症協会さんが行った岡山城天守閣のブルーライトアップや、鶴山公園備中櫓のブルーライトアップ、或いは街頭啓発活動として、岡山県発達障害児・者の親の会連携協議会さんと連携し、JR 岡山駅及び倉敷駅で啓発活動を4月2日に行うなど、関係団体と協力しながら行っています。

それから最後ですが、普及啓発セミナーとして教育関係者、福祉支援者の方を対象とした実践的な支援をテーマにセミナーを開催しています。今年度については、5月24日に行動障害についてのセミナー

一を開催したところ です。

なお、17 ページ以降については発達障害がある人への支援に係る取組ということで、関係機関や関係各課で行っている取り組みを取りまとめたものです。説明は省略しますが、参考にして頂ければと思います。説明は以上です。

委員長 : はい、ありがとうございました。只今県で取り組んでいる「トータル支援プロジェクト」の実施条件について、4つの件を事務局の方から報告して頂きました。先ず、支援体制を如何に整備していくのかという事。この中には家族支援も含まれております。2つ目の柱として人材育成。今回特に医師研修、或いはキーパーソンの部分を中心に報告してもらいました。トータルライフ支援という事では乳幼児期・成人期に分けて説明がございました。最後に理解の促進という事でした。以上4つの柱が順調に進んでいるのではないかと進捗状況、実施状況についての説明がございました。

今日はそれぞれの担当の方、関係団体の方がいらしておりますので今の実施状況につきまして御意見、御質問等がございましたらよろしくお願い致します。

自閉症協会様からよろしくお願い致します。

自閉症協会 : 支援者のコーディネーターの設置で、私、勝央町なので最後の最後に残ったのかという事で大変、残念な所ですが、逆に町へのアプローチが足りないのかなと反省をしています。こういうキーになる人、この人ならと思っていた人が町外へ転出してちょっと残念だなと思ったり、早くそれに代わる人を早く配置を考えて欲しいかなと思います。それが一点。

啓発デーのイベントに関しては私たち「親の会」としてやらせて頂いていますが、表を見て頂いたらおわかりになると思いますが、行政の皆さんが最近もの凄く力を入れて頂いております。岡山県全体として頑張ってやって頂いているなという印象を持っていますが、今後とも啓発は重要だと思っていますので、皆さん色々なアイデアで推進をして頂けたらと思っています。

国が新しい事業として初診待機解消事業を開始しましたが、これを見て親として少し不安になりました。作業だけを任せてしまうのでは無いかなと。本当はその子供達を見てちゃんと診断をして今後どの様な見立てかを親に説明して医師の役割として、アセスメント

だけほいっと投げて、資料だけに基づいて診断するのかなと私は捉ええました。そういうことがないように使っていかなければならないなど。確かに一年待ちとか、そのような状況が続いていますが、早くはしてほしいが、お座成りにはしてほしいというところです。逆にもっと、行政、医師会等、大学の生徒さんを教育していかないといけないと思うが、負担に見合う報酬を考えていって欲しいと思います。学生を増やすための努力が必要なのではないかなと思います。

委員長 : ありがとうございます。自閉症協会の方からは特に支援コーディネーターの配置について急いでほしいと、11 ページの内容についてのご意見がありました。他には、啓発セミナーの開催を強化すること、そして、これは資料の方ですが、初診待機解消事業に関して、期間が短くなることで、なおざりになる可能性についての心配がありました。このことについて、如何でしょう、要望と言う事でよろしいでしょうか、それとも事務局の方から少し回答を頂けますでしょうか。

障害福祉課長 : それでは私の方から事務局も兼ねた立場ですみません。たくさん御意見頂きましてありがとうございます。

まず一点目のコーディネーターにつきましては本当にあと一つと。岡山市さんは独自にセンターを持っておられますので設置済みというカウントの仕方をさせて頂いておりまして、あと一町となっております。目標としては全市町村にコーディネーターを少なくとも一名以上配置という事を掲げておりますのでこれを何とか勝央町でも、という働きかけは引き続きさせて頂こうと思っております。他の市町村さんがすでに設置をし、運営、運用されていますのでこの辺りの実態なども色々とお聞かせ頂きながらどういう風にやったら出来るのか。規模の小さな町ですので、先程石原委員も仰って頂いた人材をどうやって見つけたら良いのかとか、町の方も一定程度の財政、財源を用意しないといけないということもありましようからその辺りのノウハウなども他の市町村さんを参考にして頂けるように工夫をして働きかけを引き続き行っていきたいと思っております。

それから“啓発デー”につきましては本当に自閉症協会様に大いにご尽力を頂きそれが県下各地に広がっていているとありがたく思っています。

私自身も担当課として一般の方への啓発というのがまだまだ足りないのではないかという所は課題の一つとして思っております。そ

して今日お集まりのような支援に携わっていただける方については発達障害に対する理解も、それからやらないといけない事なども随分と十分に御議論頂き、それぞれの現場、現場で尽力頂いている所ですが、一般の方の理解がどれくらい広がっていつているかというのは色々な場面で御指摘頂く事は実はあります。親のしつけなんじゃないかと言われることもあるなど、そういった御指摘もある中で一般への啓発をどう効果的なものにしていくのかというのは本当に課題の一つだなど思っております。街頭啓発だけでは充分ではないのではないかとこの所もありますので、その辺は手法も含めて皆様方のアイデア、御意見も頂けたら非常にありがたいと思っております。

3点目の診断待ちの方の解消事業、国の事業について御紹介申し上げました。これは本県ではこの取り組みはしておりません。国ではこういった事業が出来ましたという事の御紹介に今日は止めさせて頂いております。まさしく自閉症協会様が仰って頂いたような、果たしてこれがどれだけ現場で役に立つのか。という目線が大いにあり、今日は残念ながら御欠席ですが、専門医でおられる岡山県医師会監事様でありますとか、県内の専門的に診断、療育に携わっておられるドクターの御意見を大いにお聞きし、或いは当事者ご家族の御意見を大いにお聞きし、また事業所とか支援センターの御意見を大いにお聞きし、これを活用していく意義が本当にあるのかという所を見極めながらでないといけないと思っております。待機はこの状況を何とかしなければ、長いクリニックさんだと一年待ちとかというのもお聞きしますので、診断がつくまで長く御不安の中で待つておられることは、それはそれで課題として大いにあるので解消していかないといけないのですが、この事業がそれにぴったりより良い事業としてあてはまるのかという所は見極めをしながら考えていかないといけないと思っております。専門的に診断が出来る専門医のドクターを増やしていく事。或いはそこから先のケア、療育にどうやって繋げていくかという所の目線を含め、色々な御意見を大いに頂戴しながら県としては考えていかなければいけないと思っております。

以上、今現在の意見、考えです。

委員長： ありがとうございます。他にはいかがでしょう。

特別支援学校長会： 特別支援学校の校長会からやって来ましたが、倉敷まきび支援学校の委員です。

最初に、被災から1年を迎えておりますけれども、学校の方は4ヶ所に分かれて授業をやっております。9月からまた一緒になって活動が出来るのかなと思っております。本当に色々な所で御心配、それから御支援いただきまして本当にありがとうございました。

11 ページの件で、今話題になっていると思うのですが、我々の支援学校の方は、県の事業の1つとして、支援課の方から専門の指導員という形で、教員が委嘱をされ、各市町村、特に通学区域内の所から要請があると、就学前や就学後も色々な支援をして行く体制は出来ているのですが、11 ページへの表を見て、いわゆる岡山市という大きな所、支援センターをもっている所は、当然相談件数が少なくございます。先ずそこがカバーしていらっしゃるという事だろうという風に思います。

その中で、質問ですが、そういった大きなセンターをもっていない健康福祉課であるとか、保健福祉課である様な所に、いわゆる支援コーディネーターを配置して行くというところと、それから13ページの「人材育成の推進」という風なところが、少しリンクしているのかなと思っておりますが、いわゆるコーディネーターのスキル、それによって色々な所と引っ付けて行ったりするという事が、本当に有効かなと思うのですが、その辺のコーディネーターに対する、いわゆるスキルアップの研修会とか、今現在のコーディネーターの、いわゆるスキルというものは、どういうものかお伺いしたいと思います。

委員長 : はい、ありがとうございました。コーディネーターのスキルアップについてはどうでしょう。

障害福祉課長 : 事業全般を委託させて頂いておりますおかやま発達障害者支援センター委員の方から、その辺りをお話して頂けたらありがたいと思います。

県支援センター : 失礼します。県の支援センターです。

コーディネーターさんが、25 市町村に今は配置をされたという説明だったのですが、どういう方になっているかという背景は様々でして、福祉職の方もいらっしゃれば、教育職の方もいらっしゃったり、心理士の方もいらっしゃったり、職種は様々です。コーディネーターさんの配置の年度も様々ですし、背景も様々ですので、年4回コーディネーター会議というのを行いまして、コーディネーターさん同士

の情報共有であったり、テーマを決めて、それについて皆さんと検討したりとか、そういう事を、もう平成18年、20年ぐらいから、ずっと毎年やって来ております。

それと、うちが家族支援の推進事業や、様々な研修もさせて頂いている中で、やはり地域のコーディネーターさんとの連携というのは、非常に大事ですので、そういう事業に関しても一緒にさせて頂いていますし、研修にも御声掛けをして来て頂ける様に御努力いただいている感じです。

委員長 : ありがとうございます。

特に連携が強調されていきました。それ以外の事でご質問等がありますでしょうか。

特別支援学校長会 : 我々はそういった連携で研修会をやっているという情報等がなかったものです。はい、ありがとうございます。

委員長 : ありがとうございます。

他にございますでしょうか。どうぞ。

障害福祉課長 : せっかく今日、お集まりですので教えて頂ければ。

先程の報告の中にもありましたが、やはり「トータルライフ支援」というところで、最終的には、発達障害のある方が社会に出て自立をして行くということが大きな目標の1つと思います。その為にも、冒頭、委員長さんがおっしゃって頂いた、就労ということが非常に大きな1つのポイントになるのではないかと思います。就労に関する支援について、今日お越しの委員の方から、何か御紹介いただける部分がありましたら、お願いしたいと思います。

委員長 : 岡山労働局様、県労働雇用政策課様、いかがでしょうか。

就労という事についていろいろと話題が出ました。就職をさせるという事は大切だと思うのですが、定着支援という事もこんにちかなり話題になっているのではないかと思います。そういった、今後の取組などがございましたら御紹介ください。

労働局職業対策課 : 岡山労働局職業対策課です。

色々と御世話になっております。座って御説明させて頂きます。

今日の資料の中にも労働局の取組という事で 20 ページ、21 ページに書いてあると思います。ここには書いていないですが、先程定着支援等について、新たに国の方も定着支援の方に力を入れないといけないという事で、今は各ハローワークに対して、定着支援が出来る人材を育てる研修等を行なったりするという取組を今始めたばかりというところにはなりますが、今後そういうものをして、ハローワークの窓口の職員誰でもが定着支援に直ぐ対応できるという体制を目指しており、まだ具体的なものにはなっていませんが、ペーパーで御説明できませんけれど、一応流れとしてはそういう方向になっておりますのでお知らせします。

委員長 : ハローワークを中心に定着支援を目指しているという事でした。

県労働雇用政策課長 : 労働雇用政策課です。発達障害のある方に関わらず、幅広く障害のある方を対象にした取組という事で資料 26 ページに記載している内容について、県では取組んでおりますが、基本的には、労働局と連携しながら進めております。

また、障害のある方については、民間企業では法定雇用率がありますので、積極的に障害のある方の雇用を促進するという観点で、企業内で受け入れやすい職場環境をつくって頂く上で、適切なアドバイスをして頂けるよう、障害者雇用促進アドバイザーを派遣しており、今年度、既に何件か派遣の実績も出て来ております。

委員長 : はい、ありがとうございました。
それでは、特別支援教育課様、お願い致します。

特別支援教育課長 : 失礼いたします。特別支援教育課です。

資料 28 ページをご覧ください。

特別支援教育課の事業として、高等支援学校等就労支援充実事業では、発達障害のある生徒が高等学校に在籍している場合に、特別支援学校に元々配置しております就労支援コーディネーターを高等学校に派遣しております。今までのノウハウをもっておりますので、その進路指導の力を生かし、高等学校に出向いて行くということでございます。

昨年度であれば高等学校等に在籍する子供の 72 名に支援しております。学校数でいいますと 18 校でございます。うち卒業生が 24 名で

す。24名の生徒が発達障害の事で悩んでいたけれども進路を決めました。

その24名の内訳は、障害者の雇用枠で就職した生徒が5名、就労継続支援のA型が1名です。移行支援の事業所が3名、高等技術専門学校が1名、一般就職が8名、進学が6名となっており、それぞれの生徒の希望、或いは、要望等に応じまして、そうしたノウハウを使って支援をしております。

コーディネーターは、岡山瀬戸高等支援学校、倉敷まきび支援学校、倉敷琴浦高等支援学校、誕生寺支援学校に配置しており、要請のありました高等学校に対し、「この子の就労活動についてどうか」というような事の相談に乗っているところです。これも継続してやってまいりたいと思っております。以上でございます。

委員長： ありがとうございます。

特に就労支援コーディネーターを高等支援学校に派遣しているという事が理解できました。ありがとうございます。

その他には、よろしいでしょうか。自閉症協会様、お願いします。

自閉症協会： 国が水増しをしていた…、結局、急遽採用しなければいけないというので、急ぎ試験をした。職場環境を整えないで採用しようとする。早急というか、急げば良いというものではないですが…。

県の方では、どういう風な取組をこれからされるのかなと、当然、地方公務員なので試験を受けて合格はしなきゃいけないと思いますが、質問の出し方とか、いわゆる試験の制度の改革というか、障害に合わせた制度をどういう風に作っていくのかというところと、それから実際に採用した後の、仕事のしてもらい方、説明にありました様に、県の方では、二人の方の研修を受け入れて頂いていますので、この人達から得た知見に基づいて、ガイドブックというものを企業向けに作って頂いたりしているところなのですが、実際に行政の中では、これはどういう風に活かしていけるのかなあというところをお聞かせ願えたらと思います。

委員長： という事で障害のある方の採用、或いは、就労の支援について、県としてはどうなのかという御質問ですが。

障害福祉課長： はい、では私の方から。

県職員の採用において、という御質問かと受け留めました。

県職員としての障害のある方の雇用につきましては、総務部局が担当しているという事もありますので、私の方から具体的な事が申し上げられなくて申し訳ないですが、計画的に採用計画を立てて募集をし、一定の試験の中で採用をさせて頂いていると承知しています。

発達障害とは異なりますけれども、今年度6月から当課で新たに知的障害の方を非常勤職員という形で雇用をさせて頂いております。そういった事も含めて様々な障害の中の1つとして当然発達障害も含めつつ、計画的な採用計画を立てながら進めていくという事になるかと思えます。

その際に、先ほどおっしゃって頂いた様な、雇用すれば終わりという事になると、国の方でも色々とその後の新聞報道などにも出て来ますが、採用したは良いが直ぐに辞めてしまわれたという事も出ておりましたので、環境をしっかりと整えて、定着して頂ける様な努力も雇用主側にはあると思っています。その辺り、発達障害のある方につきましては、先程も自閉症協会様におっしゃって頂きました、今年度も引き続き、3ヶ月間、当課と特別支援教育課で職場体験に、いらして頂いています。過去の方も含めて、その辺りの対応の仕方などを取り纏めまして、県庁の中、外も含めて活用いただける様なものになれば良いと思っています。

職場環境として、こういう風な整えをしたら良いですよ、或いは仕事の切り出しとして、発達障害の中でも、周囲の一緒に働く同僚がどういうところに気を付けないといけないのか、或いは管理職としての留意点はどうか、という風な辺りも含めて、何かしらの纏めをして少し汎用性のあるものとして、県庁の中でも使っていけたら良いと思っています。

その際には、また色々と皆様方の御意見を頂戴したいと思います。

委員長 : 自閉症協会様、よろしいでしょうか。
労働局様、お願いします。

労働局職業対策課 : 先程、定着支援の話がありそれにも関わって来ると思いますが、障害者職業センターという所がありまして、ジョブコーチという制度があります。原則それが民間の企業さんを対象に出来ていて、官公庁等については、障害者職業センターが行っているジョブコーチ制度というものも使えないという事もありまして、ハローワー

クで、その部分のジョブコーチの役割が出来る様にという事で、行うという話もあります。

このジョブコーチを使ってというのが、一人ひとりに合った職場と一緒に行って、職場環境や仕事の内容を見た上で、この人に対しては、こういう指導をしたら良いとか、そういう様な事もしますし、事前に勤務する職場の人を集めて、発達障害というのは、こういう、まあこの人はこういう特性がありますという事を事前に説明するという様な事も行っておりますので、トータルで、そういったサービスをやっていくという形での支援もあります。

委員長 : ジョブコーチの活用、発達障害者の就労支援について今後も期待したいと思います。ありがとうございました。

では特別支援学校長会様、お願いします。

特別支援学校長会 : 定着指導の話が出ていましたが、雇用については、私の学校も今現在2名を採用しております。今月末からもう一人という事で3名、雇用という形でやっています。

支援学校の高等部、以前と比べて全然違うところは、やはり就労して行く前の、いわゆる産業現場等での実習という、俗にいう現場実習とよく言われますけれども、そういうことをやって理解を得て就職して行くという様な形ですが、以前は、ここしかないよ、という風な、石原委員もよく分かっていらっしゃると思いますが、そういう風な感覚が殆どでございました。

ただ最近は労働局も含めて、県もハローワークも含めて色々な事業所を開拓して頂いております。ですので、就労までに職種については、色々なマッチングが出来るぐらいの実習を組める状況になって来ているのは間違いないという風に思います。

そういった意味では企業さんの努力もそうですけれども、本人達も、自分はこの仕事が合うなという風な思いで就職をしていっているというのは以前と当然違うところであると思います。ただ企業の方の努力もそうですけれども、やっぱり定着するのは、企業側だけの努力じゃなくて、やっぱり家庭支援、それから本人の支援というのは通常の生活ですよね、そこがどれだけ出来ているかという事で定着するのだろうなと思います。

そういう意味では、一人暮らしをされている方も多くいらっしゃいます。そういった人達の家庭支援、生活支援というところが、やっぱ

りもう一步進まないとなかなか定着にはいかなくなる。そういう観点でいえば、地域の支援センターの相談員等と引っ付いて、定期的な巡回であるとか、相談に乗るであるとか、という風な事で仕事が続けていける。仕事だけをしている事が良い事ではありませんので、その辺がやはり色々な意味での構築が必要だと思えます。

委員長 : ありがとうございます。どうぞ。

市支援センター : 特別支援学校長会様から、“本人に合った仕事”、“マッチング”というキーワードがありました。うちに相談に来られる方で、就職はできるけど続かないという相談で、マッチングがうまくできていなかったのではと思われる方が見受けられます。マッチングは大事、支援者にアセスメントする力がないとうまくいかないということで、昨年度からアセスメントについての研修に取り組んでいます。支援学校も使われているかと思いますが、センター主催で TTAP の研修をさせていただき、その普及していくこともセンターの役割と考えています。就労移行事業所、生活介護の事業所、支援学校等に呼びかけて、40 名ほど参加がありました。今年度は受講していただいた方にまず TTAP の実践に取り組んでいただき、後半研修会を開催してその普及を図っていく予定です。まだモデル的な取り組みですが、センターの職員も事業所の協力を得て実際 TTAP をとらせていただき、一緒に時間外に勉強会等開催しながら取り組んでいるところです。

委員長 : ありがとうございます。マッチングに向けて職員のアセスメント能力を高めていく、そういった取り組みを御紹介していただきました。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか、どうぞ。

県支援センター : 県のセンターは、先ほどの職場実習を県庁の皆さんと一緒にさせていただいていますが、当所が発達障害のある方の就労相談を受けていく中で、やはり就職初期のところで躓いてうまくいかないという方々が多いなと思っています。ジョブマッチング、つまり自分の得意や強みを活かして仕事を選ぶというのはもちろん大事ですが、就職できたんだから頑張りますと皆さん言われますが、実は非常に不安を抱えておられたり、周りの支援者や、職員さんが思っていない全然違うところでうまくいってなかったりします。例えば、休憩の取

り方なんかもタイミングがわからないとおっしゃる場合は、何時から何分というふうに決めてあげた方が安心という方もいらっしゃる、自分で午前中に1回どこかで取ってくださいという形の方が良いと様々です。なので、本人さんが職場でどこに躓いておられるかとか、何を不安に感じておられるかっていうことを人それぞれですが少し振り返りをさせていただける機会というのを持っていただくと、そのあたりが少し整理していけるし、早めの手立ても取っていけるのではないかと思っております。そのあたりを盛り込んだ企業向けのハンドブックを県センターが今年度作っており、ぜひ企業様とか行政機関様とかで使っていただきながら修正点がある場合は、修正して完成度を高くしていきたいと思っておりますので御協力をよろしく申し上げます。

委員長 : ありがとうございます。躓きを解消するため、振り返りの大切さを強調したハンドブックの作成などに取り組まれている報告でした。貴重な報告をありがとうございました。本日はトータルライフ支援プロジェクトの実施状況がメインの議題でした。しかし、委員の皆さんがせっかくお集まりですので、その他ということで、御意見等ありましたらよろしく申し上げます。資料の説明でも結構ですので、ではお願いいたします。

事務局 : 失礼いたします。本日議場に令和元年度岡山県特別支援教育という冊子を配らせていただいております。こちらは毎年、私共特別支援教育課が編纂して学校に配っている物ですが、こちらの方を見ただきますと、岡山県の学校におけるその特別支援教育がわかる物になっております。特に最近の改定で、第3次岡山県特別支援教育推進プランについての記述や、いろいろな学びの場がありますといったような話がございます。いろいろなところで発達障害のある方がどこで学ぶべきなのかといったようなことについてよく質問をいただいております。先ほどコーディネーターさんの専門性のお話で、福祉系の方や心理系の方が就学のシステムを十分御存じないようなケースがあったりするというのもあって、こういった物も入れながら私共啓発をさせていただいているところでございます。またいろいろなところでこの就学のお話を今年度もしっかりしていきたいなということで本日皆様のお手元に配らせていただきました。一番後ろの方に数字のようなものもあつたりします。それから特別支援学校の配

置等いろんなものもありましてこの1冊をいろんなところで御紹介いただけたら、学校のシステム等いろいろと説明しやすいかなと思いますので、良かったらいろんな機会に御紹介いただけたらと思ひまして御紹介させていただきました。

委員長： ありがとうございます。教育委員会の方から特別支援教育のパンフレットの紹介がありました。今回の資料では、参考資料ということで17ページ以降、具体的な取り組みについて報告されています。このことについて何か補足等がありましたらこの機会にお願いいたします。子ども未来課さんはいかがでしょう。

子ども未来課： 子ども未来課の取り組みについてですが、保育士をはじめとする子育て支援経験者を対象に、子どもの発達の課題や特性を理解した支援が行えるように研修を実施しております。昨年度までは県庁子ども未来課が主体となり実施しておりましたが、今年度からは各県民局が主体となり地域の実情に応じた研修ができるよう実施方法を変更しております。また、放課後児童クラブで発達障害児等の障害児の受け入れを推進するため、補助事業も実施しております。これらの取組については、今年度以降も引き続き継続していけるよう考えております。

委員長： はい、ありがとうございます。他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。どうぞ。

自閉症協会： 文章の言葉尻をとらえて恐縮ですが、29ページの特別支援教育課から出ている、元年度の教育方針の小中学校における発達障害児の支援の、5行目の後ろから6行目について、前にも少し話をさせていただきましたが、情緒障害で特別支援学級に在籍している生徒が可能な限り通常の学級に転籍して適切な指導支援を受けられるようにするという部分。先生が足りない、予算が足りないため支援学級からおとなしい子を通常学級に戻すようになる話を、保護者が騒いでおり、それについて、前の会議で御質問させていただき、考え方をお聞きしていますので、そのような意味ではないということはわかっていますが、あえて言わせていただきました。

委員長： では特別支援教育課様、返答をよろしくお願ひいたします。

特別支援教育課長： 貴重な御意見ありがとうございます。ご発言のとおり、必要な方に必要な支援をするということが重要です。それで、発達障害がある方がどういう学びの場でどんな支援をすることが必要なのかということを引きちと整理していく必要があります。その時に特別支援学級に在籍して教育課程を変更して自立活動をたくさん学ぶ必要があるのか、それとも通常の学級に在籍して必要な時に個別の支援を受けられるようにするのか。そういった場合どういうシステムを構築していけば通常学級に在籍した状態で個別の支援を受けることができるのか。そういうことについて私共は研究をしていく必要があると考えているところです。可能な限り通常の学級に転籍して適切な指導支援を受けられると、これが転籍をしたら個別の支援が無くなるというわけではありません。ではどういうふうになれば適切な個別の支援が必要な分だけ体制としてできるのかということも研究していく必要があります。冒頭に今年度の協議内容を御紹介しましたが、第3回目には、今回のお話をしっかり協議をしていただきたいということで議題として上げさせていただいております。2年間かけてしっかり研究をしていくと。それで、1年目、ここまで進んでこういう状況ですということをお話させていただき、そこから先ほどのようなお話をしっかり御発言をしていただくという機会を今年度設定させていただきたいと思っております。私共もいろんな施策を打ってまいりますので、そういった施策に反映させるということも含めて皆様方の貴重な御意見をたくさんいただけたら大変ありがたいと思っております。

自閉症協会： 若い子の意見を、これから聞いていきたいと思えます。

委員長： ではそろそろ終りの時間が近づいてまいりました。皆さん最後に何か一言ありますか。

障害福祉課長： では1点簡単に。

委員長： はいお願いします。

障害福祉課長： では1点、今年度の障害福祉課の事業についてのお知らせです。昨年度の7月豪雨災害を受けまして発達障害の方も含め障害の

ある方の避難行動、避難先での支援ということが大いに課題だということが改めてわかったということを経験にしつつ、今年度の当課の新規事業といたしまして、障害のある方の避難行動セルフプラン作り、仕組みを作るという取り組みを進めております。今日お見えの自閉症協会様の団体も含め、障害者団体の御協力のもとで、モデル的に実際に障害のある方の個別の避難プランを作ってみて、それを土台にそのプランの中身のフォーマットや、支援者の関わり方をマニュアル化して、来年度以降の広がりにつながっていけばという取り組みをしております。災害時の支援ということも昨年と踏まえて大きな課題であるのとらえておりますので、要所要所でアドバイス等いただけたらと思います。お知らせまでです。

委員長 : ありがとうございます。

県支援センター所長 : すいません。

委員長 : 県支援センター様お願いします。

県支援センター所長 : 今の御説明にあったことに関連しますが、県の支援センターの方で、県のセルフプラン作成に少し先駆けて、今日の説明の中にあつたペアレントメンター、これは発達障害の子供さんを育てている先輩保護者の方ですが、メンターと、それからメンターがお住まいの市町村の発達障害者支援コーディネーター、相談支援の事業所の担当の方等と一緒に、災害時のサポートブックを作ってみませんかと働きかけて、6人の方、6つの地域で様々な災害の危険を想定したシートの案を作り、今県の支援センターのホームページ上にアップをしております。今日1冊持って来ましたが、作成の手引き、シートのフォーマットがあり、その後のページに6人の方のモデル的なものが書いてあるのですが、見ていただいて、いろいろ御意見もいただけたらありがたいです。これも6人の方だけではなく、これから他のペアレントメンターの方々にも作っていただけたら良いと思いますし、支援者の方にもこういう物が進んでいるということを知っていただいて御協力いただければありがたいです。

委員長 : ありがとうございます。皆様よろしいでしょうか。では今日の議事は以上をもちまして終了させていただきます。次回は10月です。

次回も議論を深めていきたいので、皆様各部署に戻られまして今回出された意見を踏まえ、課題の解決に取り組んでいただけたらと思います。

このプロジェクトもあと1年でございます。そろそろまとめにかかる必要があります。同時に来年度以降、新しいプロジェクトが始まります。それに向けた課題等について、ワーキンググループで検討していると最初に報告がありました。この成果についても次回報告していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

最後に確認ですが、議事録に関しては最初に事務局の方から説明がございました。案を作成した上で委員全員に送らせていただきますので、それを修正していただき、最終的には県のホームページで公表いたしますので御承知おきください。それではお疲れ様でした。皆さんありがとうございました。

司 会 : はい。委員長、議事進行いただきまして非常にありがとうございました。また委員の皆様方におかれましては貴重な御意見をいただき誠にありがとうございました。で、先ほど委員長に御説明いただきましたが、事務局にて議事録の案をまた作成して皆さんの前に送付いたしますので、押印の上返送をお願いいたします。で、本年度第2回目の会議は10月に開催する予定としておりますので、追って事務局より日程等連絡させていただきますので、できれば御出席いただきますようよろしくお願いいたします。それではこれもちまして令和元年度第1回岡山県発達障害者支援地域協議会及び岡山県広域特別支援連携協議会を閉会いたします。皆様本日は誠にありがとうございました。